

令和2年度 碧南市青少年問題協議会

日 時 6月24日(水) 14:00～

会 場 碧南市文化会館5F 研修室2

1 市民憲章唱和

2 辞令交付及び自己紹介

3 議 事

(1) 会長の選任およびあいさつ

(2) 副会長の指名

(3) 青少年問題協議会の役割と活動

ア 地方青少年問題協議会法について <資料1>

イ 碧南市青少年問題協議会条例について <資料2>

ウ 青少年育成関係機関組織表について <資料3>

エ 令和2年度青少年育成事業基本方針について <資料4>

(4) 碧南市「こども110番の家」の現状及び今後の取り組み <資料5>
～昨年の問題提起を受けて～

(5) 小・中学校の問題行動・いじめ等の現状について(学校教育課) <資料6>

(6) 情報交換

碧南警察署管内の犯罪・触法少年補導状況について

碧南警察署生活安全課長 切江 泰仁 様 <資料7>

4 連絡事項

(1) その他

地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

最終改正：平成二十五年六月十四日法律第四十四号

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

○碧南市青少年問題協議会条例

[平成元年12月26日]
[条例第47号]

改正 平成12年12月25日 条例第43号

平成26年 3月25日 条例第 6号

碧南市青少年問題協議会条例（昭和37年碧南市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条及び第6条の規定に基づき、青少年問題協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 碧南市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第3条 協議会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 各種団体を代表する者

(2) 学識経験のある者

(3) 市民の代表

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

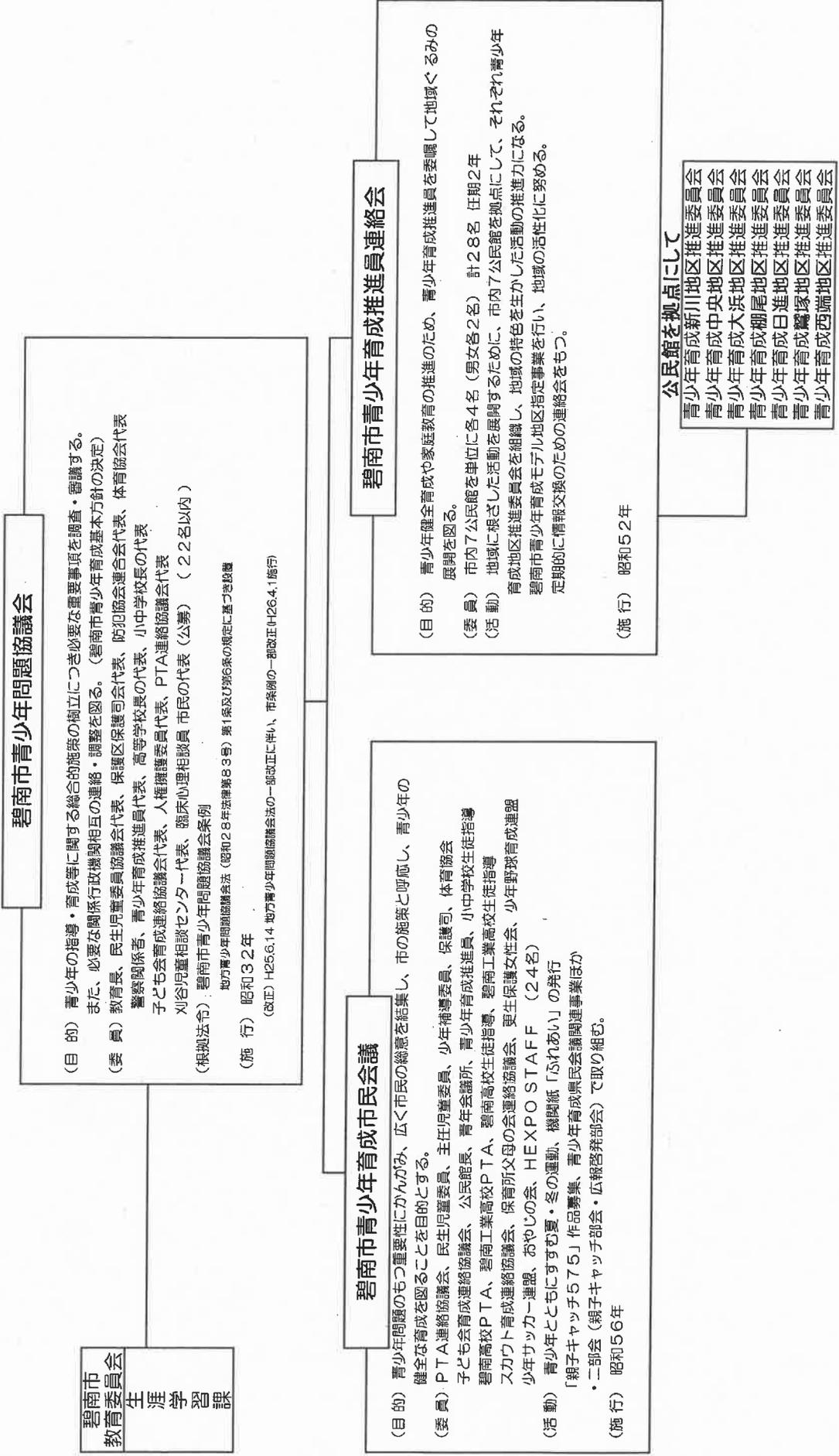
附 則 (平成12年12月25日条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成26年 3月25日条例第 6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

碧南市青少年健全育成関係機関組織表



碧南市
教育委員会
生涯学習課

碧南市青少年問題協議会

(目的) 青少年の指導・育成等に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査・審議する。また、必要な関係行政機関相互の連絡・調整を図る。(碧南市青少年育成基本方針の決定)

(委員) 教育長、民生児童委員協議会代表、保護区保護司会代表、防犯協会連合会代表、体育協会代表、警察関係者、青少年育成推進員代表、高等学校長の代表、小中学校長の代表、子ども会育成連絡協議会代表、人権擁護委員代表、PTA連絡協議会代表

(根拠法令) 碧南市青少年問題協議会条例
地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条及び第6条の規定に基づき設置

(施行) 昭和32年
(改正) H25.6.14 地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、市条例の一部改正(H26.4.1施行)

碧南市青少年育成市民会議

(目的) 青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く市民の意見を結集し、市の施策と呼応し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(委員) PTA連絡協議会、民生児童委員、少年補導委員、少年育成推進員、保護司、体育協会
碧南高校PTA、碧南工業高校PTA、碧南高校生徒指導、碧南工業高校生徒指導
スカウト育成連絡協議会、保育所父母の会連絡協議会、更生保護女性会、少年野球育成連盟

(活動) 少年サッカー連盟、おやじの会、HEXPO STAFF (24名)
「親子キャッチ575」作品募集、青少年育成市民会議関連事業ほか
親子キャッチ575子部会・広報啓発部会

(施行) 昭和56年

碧南市青少年育成推進員連絡会

(目的) 青少年健全育成や家庭教育の推進のため、青少年育成推進員を委嘱して地域ぐるみの展開を図る。

(委員) 市内7公民館を単位に各4名(男女各2名) 計28名 任期2年

(活動) 地域に根ざした活動を展開するために、市内7公民館を拠点にして、それぞれ青少年育成地区推進委員会を組織し、地域の特色を生かした活動の推進力になる。
碧南市青少年育成モデル地区指定事業を行い、地域の活性化に努める。
定期的に情報交換のための連絡会をもつ。

(施行) 昭和52年

公民館を拠点にして

青少年育成新川地区推進委員会
青少年育成中央地区推進委員会
青少年育成大浜地区推進委員会
青少年育成棚尾地区推進委員会
青少年育成日進地区推進委員会
青少年育成鷺塚地区推進委員会
青少年育成西端地区推進委員会

令和2年度 碧南市青少年育成事業

基本方針

明日の碧南を担う青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心身ともに健やかに成長していくことは、市民全ての願いです。

しかし、青少年を取り巻く社会環境は、児童虐待やいじめなど子どもたちの安全を脅かす事件、ニート、ひきこもりに象徴される若者の社会的自立の遅れなど、複雑かつ多様な問題を抱えています。

最近では、スマートフォンの急激な普及により、気軽にインターネットを利用し便利な生活を楽しむことができる反面、子どもたちが有害なサイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれる危険性も高くなっています。

こうした青少年をめぐる様々な問題に対して、保護者や大人は子どもたちと真正面から向き合い、子どもたちが発するサインを見逃さないようにしなければなりません。そして、子どもたちが家庭での愛情溢れるふれあいを基に、人や地域、自然と関わる様々な体験活動を通して、命の大切さ、他人への思いやりを感じ、個性を発揮し主体的、創造的に生きていく資質や能力を身に付け、郷土碧南の自然や文化、歴史を尊重する社会人として成長するように、保護者をはじめ地域全体で、子どもたちを支える必要があります。

したがって、これらの課題を解決するためには、家庭、学校、地域、行政、関係団体が一体となって共通の目標を持ち、それぞれの役割や責任を果たし、相互に協力して、青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。

そのために、次の目標を掲げ、碧南市青少年健全育成を推進していきます。

<総合目標>

未来を担う心豊かでたくましい青少年の育成

<施策目標>

- 1 豊かな心・健やかな体・確かな学力を育む教育の推進
- 2 社会の一員として地域活動への参加の推進
- 3 市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進

碧南市における「こども 110 番の家」の現状 及び今後の取り組みについて

1 昨年のお話し合いの中から

昨年度の会議の中で、2018年5月新潟市で起きた下校時小2児童連れ去り殺害事件や2019年5月川崎市登戸で発生した通り魔事件(小6女児死亡)などが話題としてあがった。

昨今、上記の他にも登下校時における不審者等の存在も多数見られ、本市においても児童生徒が犯罪に巻き込まれることが懸念された。その中で、地域ぐるみで児童生徒を守ることの大切さが再認識され、新たな手立てを講じるより、今ある「こども 110 番の家」の見直しと活用が大切であると提言された。

2 碧南市における現状

(1) 碧南市内のこども 110 番の家 登録数

地区	新川	中央	大浜	棚尾	日進	鷺塚	西端	合計
警察	17	19	16	29	25	25	17	148
商店街	74	27	35	18	(7)	35	32	228
合計	91	46	51	47	32	60	49	376

昨年度、まちの安全推進員さんが、市内を巡回確認したところ、

上記のうち、看板表示のあった家が66軒、のぼり旗が22軒だった。

全般に、どの家が110番の家かあまり周知されておらず、学校も一覧表を持っているものの、閉店しているところもあり駆け込める家を正確に把握できていないのが現状である。

(2) 校区における「110番の家マップ」の状況

7小学校区の中でマップが作成され、学校が活用しているところは、日進地区のみであった。

日進地区では、公民館が中心となって地区で依頼をかけて軒数を増やしマップを作成した。入学説明会等で活用したり、入学後の登下校指導の際に「こども 110 番の家」を確認したりするのに利用している。また、夏に行うふれあいデイキャンプの中で、青少年育成推進員による「110番の家スタンプラリー」などを通して周知に努めている。

棚尾地区では、小学校から回覧によるパトロール依頼を行い、その際、110番の家の周知を図っている。今後、学校を中心にマップ作りを進めていく予定である。

3 今後の計画

(1) 「こども 110 番の家」講習会の実施

昨年、愛知県警主催で岡崎や名古屋など各地で「こども 110 番の家」講習会が開かれた。(別添資料参照)これを参考に今年度の青少年育成推進モデル地区である鷺塚地区で講習会を実施する予定である。

<鷺塚地区こども 110 番の家講習会>

- ①目 的：「こども 110 番の家」に子どもが駆け込んできたときの対処法を 110 番の家の方々に周知し、いざという時に備える。
- ②日 時：令和 2 年 8 月 28 日(金) 15：00～
- ③場 所：鷺塚公民館
- ④主 催：鷺塚地区青少年育成推進委員会
- ⑤講 師：碧南警察署生活安全課長 切江 泰仁 氏
- ⑥参加者：鷺塚地区 110 番の家の方々 (60 名) に案内
- ⑦内 容：今後検討していきます。

「こども 110 番の家の役割」「子どもが駆け込んできたら」など

(2) 「こども 110 番の家」の継続承認の確認

閉店のために機能していない 110 番の家の方もみえる。そこで、一度継続していただけるかどうかの確認をし、一覧表を整理し、正確な情報を学校に伝える。

(3) 「こども 110 番の家」マップづくり

実態に合ったマップを作成し、学校から児童生徒及び家庭に周知し活用できるようにする。



こども110番の家 対応マニュアル



こども110番の家の役割

1 子供が助けを求めて駆け込んできたときに

- 子供の保護
- 警察への緊急通報
- 保護者への連絡



を行う活動

- 2 不審者を発見した時の警察への通報
- 3 子供への不法行為を認めたときの警察への通報



始めるにあたって

■「こども110番の家」プレートの取付位置

子供の目線で見やすい位置に取り付けましょう。



高い位置
障害物で見にくい
道路から見えない



■子供とのコミュニケーションを大切に

子供は、いきなり知らない人の家には駆け込みにくいので、登下校の時間には外に出て、子供達に「おはよう」、「おかえり」等と挨拶をして声をかけ、日頃から顔見知りになるように心がけましょう。

■無理な活動はしない

不審者に対して、立ち向かったり、追いかけたりするなどの無理な活動は絶対にしないで下さい。

■パトネットあいちの登録を

愛知県警のメールマガジンで不審者情報を入手し、みんなで子供を守りましょう。



QRコードを読み取って空メールを送信

子供が駆け込んできたら

子供が助けを求め駆け込んできたら、家の中に入れて保護しましょう

■まず深呼吸。自分が落ち着きましょう

駆け込んできた子供は、怖い思いをしたり、危険な目に遭ったりして興奮しています。

皆さんが慌てたり、興奮していたりすると、子供はますます興奮してしまいます。

まずは慌てずゆっくり落ち着いて対応するよう心がけて下さい。



■子供を落ち着かせて何があったのか聞きましょう

子供に「もう大丈夫だよ」など優しい言葉をかけて、もう安全であることを伝えましょう。

子供を落ち着かせたら、何があったか聞いて下さい。



- ①何があったのか（駆け込んできた理由）
- ②いつ、どこであったか（時間・場所）
- ③ケガの有無
- ④犯人はどうか（付近にいる・逃げた）
- ⑤犯人の年齢、身長、体格、服装
- ⑥車種、ナンバー等（使用車両）

■速やかに110番通報して下さい

「こども110番の家」であることを伝え、子供から聞いた内容を説明し、警察官の質問に落ち着いて答えて下さい。



■警察が到着するまで、そのまま子供を保護して下さい

通報したら、警察官が来るまで家の中で子供を待たせて下さい。

警察官が来るまでの間、もう一度、子供から「聞き取りメモ」を使って、話を聞いて下さい。

聞き取りメモ



子供から話を聞くときのポイント

- イスにかけさせるなどして、子供と同じ目線で話す
- 子供の体調に気を配る（ケガをしていないかなど）

★こんな時も…

子供が「トイレ貸して」「雨が止むまで待たせて」等の理由で訪れる場合もあります。そんな時も思いやりのある温かい対応をお願いします。

聞き取りメモ

1 「何」がありましたか？

- 声かけ（言葉の内容）
 わいせつ（抱きつかれた、さわられた、露出）
 つきまとい（追いかけられた、待ちぶせされた）
 連れ去り（腕を引っ張られた、車に乗せられそうになった）
 その他（ ）

2 「いつ」ありましたか？

時 分 ころ

3 「どこで」ありましたか？

場 所:

目標物:

4 「犯人」はどんな人？

男・女（ ）人 年齢（ ）歳位 身長（ ）cm位
 体格（ やせ・普通・肥満 ） 髪型（ 色、長・短・坊主・他 ）
 服装 上衣（ ） 下衣（ ）
 顔型（ 四角・丸・逆三角・他 ） メガネ（ 有・無 ）
 その他（ヒゲ、帽子 など）
 逃走手段（ 車・自転車・オートバイ・徒歩・その他 ）



セダン



ミニバン



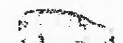
ワンボックス



クロカン・SUV



ステーションワゴン



小型車(軽四)



トラック



オートバイ

車の色()色
 車のナンバー
 名古屋・三河・豊橋・岡崎・
 尾張小牧・一宮
 豊田・春日井・他()

5 あなたのことを教えて下さい

名 前:
 住 所:
 学 校:

電話番号:

事件・事故 110番

病気・ケガ 119番

警察署 -0110

小学校 -



- つ・み・き・お・は**には、子供を連れ去りなどの犯罪から守る防犯合言葉です。
- つ**知らないに声をかけられてもついていかない。
- み**みんないつも いっしょにしよう。
- き**出かけるときや帰ってきたときは、きちんと知らせる。
- お**知らないに連れていかれそうになったら、**おどろ**で助けを呼ぶ。
- に**こわいと思ったら、すぐにける。



碧南市立日進小学校 こども110番の家マップ

この旗が目印です。

- ① スギ薬局碧南伏見店様
- ② 平岩薬一様
- ③ 岡田瑠様
- ④ 金原潤房様
- ⑤ 鈴木靖之様
- ⑥ 石橋修様
- ⑦ 高橋自動車様
- ⑧ 石川善博様
- ⑨ すずき美容室様
- ⑩ カネキチ子伏見屋店様
- ⑪ アーサーロンスミヤ様
- ⑫ 竹内達雄様
- ⑬ ゲンキー平七町店様
- ⑭ 鈴木和彦様
- ⑮ 杉浦光様
- ⑯ 横山雅治様
- ⑰ 神谷悟様
- ⑱ 鈴盛農園様
- ⑲ 高山茂久様
- ⑳ 金原孝光様
- ㉑ 大鈴建設様
- ㉒ お菓子ハウスウエルカム様
- ㉓ 美容室Ree様
- ㉔ 石高電気様
- ㉕ スズキ自販中部碧南営業所様
- ㉖ 小笠原印刷様
- ㉗ セブインレブアン碧南日進町2丁目店様
- ㉘ (株)T・S日進商会様
- ㉙ 竹中造園土木様
- ㉚ 旭石油店様
- ㉛ ファミリーマート碧南伏見屋店様
- ㉜ 伊藤強様

日進地区は地域ぐるみでこどもたちの安心安全を見守っています。
日進連区・日進みらいの会・碧南警察署・碧南市

令和2年3月現在